

京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、京丹後市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、京丹後市議会（以下「議会」という。）における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 市長は、議会における会派（いずれの会派にも所属していない議員も会派とみなす。以下「会派」という。）に対し、政務調査費を交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 会派に対する政務調査費は、各月の初日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額2万円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

5 政務調査費は、交付月の末日までに交付する。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、当該異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査

費を返還しなければならない。

(使 途 基 準)

第 5 条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経 理 責 任 者)

第 6 条 会派は、政務調査費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

(収 支 報 告 書 等)

第 7 条 会派の経理責任者は、当該年度に交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に領収書等の写しを添えて、当該年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書に領収書等の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書等をそれらの提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

4 議長は、前項の収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(政 務 調 査 費 の 返 還)

第 8 条 政務調査費の交付を受けた会派は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派が当該年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

2 市長は、政務調査費の交付を受けた会派が当該政務調査費を第5条に規定する使途基準に従わない経費に使用した場合は、当該使用した額の返還を命ずることができる。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。